

長岡工業高等専門学校専攻科授業科目の履修等に関する規程

平成12年4月1日	制 定
平成16年3月29日	一部改正
平成18年4月1日	一部改正
平成22年4月1日	一部改正
平成30年2月15日	一部改正
令和2年2月13日	一部改正
令和4年3月14日	一部改正
令和5年7月12日	一部改正

(趣旨)

第1条 長岡工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第49条の規定に基づき、長岡工業高等専門学校専攻科（以下「専攻科」という。）の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定に関する必要な事項を定める。

(授業の方法)

第2条 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(単位の計算方法)

第2条の2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実験、実習及び特別研究については、45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第3条 専攻科に開設する授業科目のうち、選択科目の履修に当たっては、年度当初に「専攻科選択科目受講届」を提出しなければならない。

(試験)

第4条 試験の種類は、定期試験と追試験とする。

- 2 定期試験は、各学期末に実施する。なお、平素の成績によって評価し得る科目については、試験の全部又は一部を行わないことができる。
- 3 試験時間割は試験開始日の10日前までに公表する。
- 4 追試験は、病気その他やむを得ない事由により、定期試験を受験できなかった場合「追試験願」を提出して、許可を得た上で受験することができる。追試験は、原則として当該試験期間又はその終了後一週間以内 to 実施するものとする。
- 5 試験期間中に不正行為を行った者は、当該試験期間中の全試験科目を零点とする。

(学業成績の評価)

第5条 学業成績の評価は、科目ごとの試験の成績及び出席状況並びに平素の学習状況を総合して次の区分によって行うものとする。

評 点	100～90	89～80	79～70	69～60	59以下
評 定	S	A	B	C	D

(単位の認定)

第6条 単位の認定は、前条に規定する学業成績の評定がS、A、B、Cに評価された授業科目については、当該授業科目を修得したものとして単位を認定する。

2 単位を認定するに当たり、学業成績の評価の状況を確認するために、教員会議において年1回以上報告するものとする。ただし、修了の認定を併せて行う必要がある場合は、次条で定める教員会議において報告するものとする。

(修了の認定)

第7条 修了の認定は、教員会議の議を経て、校長が行う。

(修了の要件)

第8条 専攻科の修了は、学則第47条に規定するもののほか、次表に掲げる修了に必要な単位数を修得しなければならない。

専攻	科 目 一般科目	専 門 科 目		合 計
		専門共通科目	専門科目	
電子機械システム工学専攻	8 単位以上	14単位以上	34単位以上	62単位以上
物質工学専攻	8 単位以上	14単位以上	34単位以上	62単位以上
環境都市工学専攻	8 単位以上	14単位以上	34単位以上	62単位以上

(他の教育施設等で履修した単位認定)

第9条 大学及び他の高等専門学校の専攻科等（以下「大学等」という。）で開設されている授業科目の履修を希望する者は、あらかじめ大学等の許可を得た上で、「受講届」を提出しなければならない。これにより履修した単位は、30単位を限度として、専攻科における授業科目の履修とみなして、当該専攻における単位の修得として認定することができる。

2 前項の規定により単位を認定した科目の学業成績の評価については、第5条で定める区分のうち、評点は付与せず、評定は「認定」とする。

(他専攻開設科目の履修)

第10条 他の専攻で開設されている選択科目の履修を希望する者は、あらかじめ担当教員の許可を得た上で、「履修願」を提出しなければならない。これにより修得した単位は、在籍中を通じ4単位を限度として、当該専攻における単位として認定することができる。

(再履修)

第11条 定期試験、追試験で不合格になった授業科目は、再履修することができる。

2 再履修する場合は、第3条及び第9条に規定する手続きを行うものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年3月29日から施行する。

附 則（平成18年3月16日）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度において在学する者については、第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年1月5日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月14日から施行する。

附 則（令和5年7月12日一部改正）

1 この規程は、令和5年7月12日から施行する。

2 令和5年度において在学する者については、第5条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。